

# 調査実施者 説明資料

(経済構造実態調査、工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査)

総務省統計局  
経済産業省調査統計グループ

## I 経済構造実態調査

### 1 調査創設の必要性

#### 【論点①及び②への回答】

- ① 本調査の具体的な調査計画は、どういった理念に基づいて、作成されたのか。また、基本計画の方向性と整合しているのか。
- ② 本調査の創設は、今後の経済統計の体系的整備において、どのような位置付けになるものと見込まれているのか。

別添1により、御説明させていただく。

### 2 今回申請された調査計画の内容

#### (2) 調査対象の範囲、報告者の選定方法

#### 【論点 a への回答】

a 甲調査を企業調査として実施する理由は何か。

統計改革推進会議最終とりまとめ（平成29年5月）において、営業費用等を把握する観点を含めたサービス関連統計の統合が示されたことを踏まえ、総務省では、平成29年度にサービスを営む事業者に対するアンケートを実施したところ。

当該アンケート結果も踏まえながら、営業費用等の把握方法の採用可能性を検討した結果、報告者負担の抑制を図りつつ、正確な調査結果を早期に提供（SNA第2次年次推計に提供）するといった観点で、企業本社に対し、企業の事業活動別の営業費用等を調査する手法を採用することが適当との結論としたところ。（下表参照。）

（表）営業費用等の把握方法の整理

	調査方法案	アンケート調査結果	実査・集計・結果利用上の整理	採用可否
案A	事業所に対して、その事業所における営業費用等を調査	費用総額のみでも85%が回答不可	正確な調査が不可能	×
案B	企業本社に対し、傘下支社事業所ごとの営業費用等を調査	費用総額のみでも30%が回答不可	数十万規模になる事業所別の集計結果をSNA第2次年次推計（調査実施の約1年後）に提供することは困難であるほか、傘下支社数が数千に及ぶ大企業に傘下支社の詳細な費用項目を調査することは報告者負担が極めて過大	×
案C	企業本社に対し、企業の事業活動別の営業費用等を調査	産業小分類ベースの詳細な事業活動区分では50%が回答不可 〔別途実施した企業ヒアリングにおいて、産業大分類程度での記載は可能という感触〕	費用総額を産業大分類ベースで調査した上で主業の費用内訳を調査することで回答が容易となり、報告者負担を抑制しつつ、調査結果をSNA第2次年次推計に提供することが可能	○
案D	企業本社に対し、企業全体の営業費用等を調査	—	様々な事業活動が混在した結果となるため、投入構造の推計に支障	×

【論点 b への回答】

b 甲調査において、調査対象の範囲を「日本標準産業分類の大分類、中分類又は小分類ごとに売上高シェア 8 割」とした理由は何か。

我が国全体の付加価値構造を中心とした経済構造を、毎年、安定的かつ早期に公表するといった観点から、売上高一定規模以上の悉皆調査として本調査を実施することとしたところ。

もちろん、悉皆対象の層が大きければ大きいほど、結果の安定性は増す<sup>(※1)</sup>一方、もう一つの観点である早期公表や民間事業者の受託可能性を勘案<sup>(※2)</sup>した結果として、「8 割」という数字を採用したところ。

※1 過去の経済センサス結果を複数活用し、悉皆対象は最新の結果を、悉皆対象外は過去の結果を採用するといった簡単なシミュレーションを実施したところ、

- ① 悉皆層の大きさ：悉皆基準「8 割」に比べ、「9 割」だと約 2 倍程度の大きさ
- ② 真値との乖離幅：悉皆基準「8 割」に比べ、「9 割」だと約 0.3%程度の改善というものだった。

※2 平成 28 年経済センサス - 活動調査の直轄調査対象数が約 27 万企業

【論点 c への回答】

c 甲調査の調査対象としない産業の除外理由は何か。除外することで利活用上の支障は生じないか。

本調査が今回対象業種として設定させていただいている範囲で、我が国 GDP 全体の 9 割超をカバーしており、我が国全体の付加価値構造において影響が少ない産業分類 A～C といった分野は、利活用の観点を最大限に尊重しつつも、効率的な調査の実施の観点も含め対象として設定していない。

なお、建設業については、第Ⅲ期基本計画において指摘されている建設工事施工統計調査等との役割分担も含め、今後関係省庁とも連携しつつ検討して参りたい。

【論点 d への回答】

d 甲調査について、産業別にどの程度の報告者数が想定されているか。

産業大分類でいえば、概ね 100 程度～45,000 程度となる。

なお、中小企業基本法の定義<sup>(※)</sup>に基づき、第 2 面の対象となる報告者にどれだけ中小企業等が含まれるかを分析したところ、中小企業では調査対象全体の約 4 割（13,000 程度）が、小規模事業者では調査対象全体の約 3 %程度（800 程度）が対象となるところ。

※ 中小企業基本法における中小企業等の定義

	中小企業	
		うち小規模事業者
製造業・その他	資本金 3 億円以下 or 従業員 300 人以下	従業員 20 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下 or 従業員 100 人以下	従業員 5 人以下
サービス業	資本金 5,000 万円以下 or 従業員 100 人以下	従業員 5 人以下
小売業	資本金 5,000 万円以下 or 従業員 50 人以下	従業員 5 人以下

【論点 e 及び f への回答】

e 乙調査の対象となるサービス産業の範囲は、どのような基準・利活用を目的として選定されているのか。また、企業調査と事業所調査が混在しているのはなぜか。

f 乙調査については、将来的な調査対象の範囲・標本設計の考え方に変更はあり得るのか。

乙調査の設計については、現行の特定サービス産業実態調査結果の時系列利用を確保する観点から、基本的に現行と同様の業種範囲、把握単位及び標本設計としている。（詳細は別添 2 のとおり。）

ただし、一部業種（冠婚葬祭業、スポーツ施設提供業、教養・技能教授業）において、業種の実態をよりの確に把握するため、標本設計及び集計単位について一部細分化することや、都道府県別集計を原則廃止することとしたことにより、当該表章のために確保していた必要標本割当（「業種別・都道府県別の標準誤差率が 20%以下になるように標本数を追加」）は廃止するなどの変更をしているところ。

なお、将来的な方向性について、現時点において明確なビジョンがあるわけではないが、いずれにせよ、利活用等の状況も勘案しながら、必要に応じ、調査としての在り方も含め、今後、検討してまいりたい。

【論点 g への回答】

g 工業統計調査は事業所調査であるが、単独事業所企業の場合、本調査の甲調査と重複する可能性がある。両調査が重複した場合、どのような対応をとるのか。

調査票の配布といった観点で整理すると下図の通りとなる。

(図) 経済構造実態調査（甲調査）及び工業統計調査の調査票配布の関係について

▨ 経済構造実態調査票配布 ▩ 工業統計調査票配布 ■ 配布対象外

	本社事業所		支社事業所
	支社事業所：有 (複数事業所企業)	支社事業所：無 (単独事業所企業)	
製造業	▨	▩	▨
サービス 産業	▩	▩	■

製造業の単独事業所企業については、工業統計調査の調査票のみを配布させていただき、工業統計調査から経済構造実態調査にデータ移送の上、必要な推計を行うことで結果を確定させることとしている。

なお、複数事業所企業の本社事業所には経済構造実態調査の調査票と工業統計調査票の2枚が配布されることとなるが、両者はそれぞれ、企業全体の情報を把握するものと当該事業所の情報を把握するものとその把握単位が異なっており、そこに重複はないものと承知<sup>(※)</sup>している。

※ 平成28年経済センサス-活動調査における企業票と事業所票の関係に同じ

【論点 h への回答】

h 経済構造実態調査の甲調査（企業調査として実施）と乙調査（企業調査の部分がある）において、調査が重複する場合には、どのような対応をとるのか。

乙調査が対象とする35業種のうち、6業種については、調査対象を企業としており、たとえ標本調査であったとしても、甲調査の調査設計（非常に規模の大きい悉皆層を対象とした調査）上、調査対象自体の重複調整は難しく、重複は一定程度生じることが想定される。

一方で、両調査において重複する項目は、名称・所在地といったいわゆるフェイス事項と企業全体の売上高であり、これらについては乙調査の項目をマスクするなどして可能な限り重複のないような設計としているところ。

### (3) 調査事項、調査時期

#### 【論点 a 及び b への回答】

- a 調査対象企業を、
- ①「産業大分類、中分類又は小分類ごとに売上高シェア 8 割を達成する範囲に含まれる企業」、
  - ②「産業大分類、中分類又は小分類ごとに売上高シェア 5 割を達成する範囲に含まれる企業」、
  - ③「有価証券報告書等を提出している企業、売上高 1,000 億円以上（かつ会社企業に限っては資本金 2 億円以上）の企業及び相互会社」
- の 3 つに区分した理由は何か。
- b 甲調査における第 1 面～第 3 面における調査事項の設定は、どのような考え方によるものか。また、第 2 面において、事業活動別の費用について詳細な項目を設定した理由は何か。

本調査は報告者負担の抑制を最大限考慮しつつ、費用対効果を踏まえた調査設計としているところであり、個別の設定事由は以下の通りである。

#### <第 1 面：8 割層>

第 1 面については、前述「(2) の論点 b への回答」において回答させていただいたとおり、我が国全体の付加価値構造を中心とした経済構造を、毎年、安定的かつ早期に公表するといった観点のものであり、「8 割」といった設定はもちろん、調査事項も当該観点到に特化したものを設定しているところ。

#### <第 2 面：5 割層>

第 2 面については、投入構造に関する統計の整備を目的とした調査事項を設定したところであり、

- ① 企業全体を対象とした費用内訳では、様々な投入構造が混じり合ってしまうこと
  - ② 利活用ニーズとして、業種特有の費用項目（医療業の薬品費 等）があること
  - ③ 調査事項を業種別にカスタマイズすることで記入を平易にすることが期待できること
- といった観点から、企業全体の値ではない、企業のある一事業区分（概ね産業大分類）の詳細な費用内訳を業種別に調査する設計としており、対象範囲としては、

- ① 報告者の記載可能性
- ② 各業種における報告者の一定程度の数の確保

といった点を踏まえ、今回の「5 割」といった設定にしたところ。

なお、企業本社の管理部門に係る諸経費などについて、一事業区分に該当する分を記入することが困難な場合には、例えば第 1 面の 7 欄・8 欄の金額に応じて案分するなど、案分の例示を「調査票の記入のしかた」に掲示予定であり、適切な記載が可能となるようフォローしてま

いりたい。

#### <傘下事業所票：上場企業等>

最後の傘下事業所票については、経済構造統計としての在り方にも直結する、地域別統計といった観点からのものとなっている。

本調査は基本的に企業を対象とした調査設計としているが、この設計から得られる情報は企業の本社位置に依拠した情報しか整備できないため、地域別結果を集計するためには、場所的単位でもある事業所単位の情報が必要不可欠となる。

しかしながら、前述「(2)の論点aへの回答」にも通ずるが、年次調査として膨大な数の事業所を調査することは困難であり、後述「(5)の論点a及びbへの回答」において詳細は回答させていただくが、事業所母集団データベースの情報を活用し、得られた企業値から事業所値を推計する手法を採り、都道府県別結果を公表することとしている。

一方で、より結果を安定的に提供するためにも、完全な推計値ではなく、一部大企業の傘下事業所の情報を整備することも肝要と認識しており、調査負担を最大限に考慮しつつ、現在総務省統計局及び独立行政法人統計センターにて別途検討しているプロファイリング活動のスキームを最大限に活用の上、情報を整備する設計としたところであり、傘下事業所票の対象の範囲は当該プロファイリング活動対象に依拠したものとなっている。

#### (御参考) プロファイリング活動の概要

- 高い信頼性と専門性を持つ独立行政法人統計センター職員を、企業ごとに、専任担当者（以下「プロファイラー」という。）として配置
- 報告負担が大きく、統計への影響も大きい大企業等<sup>(※)</sup>を当面の対象として選定

※ 有価証券報告書等を提出している企業、売上高1,000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社【経済構造実態調査の傘下事業所票対象に同じ】

#### 【実施内容】

- ① 母集団情報の精度向上に資する適時的確な母集団整備
  - 法人番号サイトの変更情報や民間商用データベース等から企業のM&A情報等を把握し、企業の合併・分割等による開廃、名称・所在地情報を整備しつつ、併せてプロファイラーによる担当企業への調査の実施や照会等を通じて、傘下事業所の開廃等の企業構造についても整備
- ② 報告負担の軽減及び正確な回答作成に資するプロファイラーによる報告サポート等の実施
  - プロファイラーによる担当企業への調査の実施や照会等において、双方向でやりとりが可能なシステムを通じて、個別疑義等に直接対応するなど、企業ごとに個別に回答をサポートし、企業に応じた回答しやすい環境を整備

【論点 c への回答】

c 第1面～第3面について、それぞれどの範囲をプレプリントとするのか。

甲調査におけるプレプリント事項は別添3のとおり。

なお、具体的な調査票の記入例としては、別添3—2のとおり。

【論点 d への回答】

d 製造業において、企業を対象とした経済構造実態調査（甲調査）と、事業所を対象とした工業統計調査の把握内容の相違は何か。単独事業所企業の場合、どのように把握するのか。

工業統計調査については、従前通り、事業所ごとの出荷額等を把握するものであるが、経済構造実態調査においては、製造業企業全体について、その副業状況を含めた把握をするものである。

なお、単独事業所企業については、前述「(2)の論点 g への回答」にあるとおり、報告者負担の抑制の観点からも両調査の調査票を配るのではなく、事業所＝企業と見なし、工業統計調査から経済構造実態調査にデータ移送の上、必要な推計を行うことで結果を確定させることとしている。

【論点 e への回答】

e 現行の特定サービス産業実態調査の調査対象業種においては甲調査と乙調査の両方が行われるが、調査事項の調整はどのようになっているのか。特に、企業全体の売上高等、両調査で把握する項目はどのように重複を是正するのか。

甲調査と乙調査においては重複する調査事項は限られており、両調査で報告者が重複した場合のみ、前述「(2)の論点 h への回答」に記載のとおりに対応を想定している。



### 【論点 f 及び i への回答について】

- f これまで商業統計調査や特定サービス産業実態調査において把握していた調査項目のうち、今回、簡素化された内容は何か。また、今回、把握する調査項目について、その利活用上の必要性は何か。
- i 乙調査について、現行の特定サービス産業実態調査の調査事項のうち、経理事項以外の事項を基本的に継続することとしているのはなぜか。利活用や記入状況を踏まえ、全く見直しの余地がなかったのか。現時点において、将来における方向性はあるか。

#### <現行商業統計調査関連>

商業統計調査については、従前、5年周期の大規模周期調査として実施し、卸売業、小売業に係る詳細な構造を把握してきたところであるが、日々刻々と変わりうる経済実態、特に商業マージンをより適時に把握したいというニーズを踏まえ、統計改革推進会議最終とりまとめ（平成29年5月）において、「商業マージンの把握等に重点化した調査内容に見直した上で毎年把握が可能となるよう年次化を図る。」とされたところである。

これを踏まえ、経済産業省においては、報告者の皆さまにおける御負担を最小化することを大前提としながら、内閣府をはじめとするユーザーと意見交換をさせていただきつつ、まさに毎年の把握が求められた項目に特化した項目を設定させていただいたところである。

具体的に、新調査における商業特化項目としては年間商品販売額や年間商品仕入額、年間商品手持額など商業マージンの算出に必要な項目のみとしたところ。

なお、結果の継続性の観点からも、商業項目については、商業統計調査及び経済センサス - 活動調査における定義と同様、

- ① 企業が商品を仕入れて売る場合、自企業の売上及び商品販売額として計上
- ② 他の企業に販売スペースを賃貸している場合、商品販売額には計上せず、不動産賃貸収入を自企業の売上に計上
- ③ 消化仕入（売上仕入）の場合、①と同様に自企業の売上及び商品販売額として計上

といった整理にしており、適切な記載が可能となるよう、記入のしかた等に記載するなど、フォローしてまいりたい。

#### <現行特定サービス産業実態調査関連>

現行調査の調査事項のうち、廃止を予定している調査事項は以下の4つである。

- ① 「営業費用項目」
- ② 「売上高におけるその他業務の内訳（割合）」 ※ 一部業種を除く
- ③ 「売上高の契約先産業別割合」 ※ 一部業種を除く
- ④ 「従業者数のうち主業の部門別内訳」 ※ 一部業種を除く

このうち、①及び②については、甲調査において把握しているとの整理で廃止するものであり、乙調査で調査項目として設定せずとも、経済構造実態調査全体としては、今後も一定程度把握が可能という認識でいる。

一方で、③及び④については、現行調査の記入状況や報告者の声から記入者負担が高いと思われるものについて、経済産業省内の政策部局をはじめとする統計ユーザーとの調整が達成できたと認識したものについて今回の統合を機に廃止するものである。

当該項目以外、すなわち今回の乙調査において調査事項として設定したものとしては、経済産業省内の政策部局からも強い要望が示されたものであり、経済産業省所管業種の産業振興政策を進める上で、現時点において必要なものである。

いずれにせよ、利活用等の状況も勘案しながら、必要に応じ、調査としての在り方も含め、今後、検討してまいりたい。

#### 【論点 g 及び h への回答について】

g 調査の実施時期を5月下旬から6月下旬とした理由は何か。企業・事業所を対象とした他の統計調査も同じ時期に実施されるが、報告者負担の軽減の観点で、どのような対応を考えているか。また、毎年調査として実施することにより、これまで商業統計調査の対象となった企業については、報告者負担が大きく増加することが想定されるが、負担の増加の抑制について、どのような対応を考えているのか。

h 経済構造実態調査において、売上（収入）金額や費用総額の調査対象期間は、「原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とされている」が、その理由は何か。また、例外的に会計年度での記入も可能とするのか。

調査期間については、

- ① 基準年の調査である経済センサス - 活動調査との比較可能性の確保
- ② 調査対象企業の決算公表時期
- ③ 調査規模とSNAにおける活用の観点を踏まえた公表時期の設定

等を総合的に勘案し、当該時期を設定したところ。

また、経理項目の把握期間については、SNAにおける活用の観点から、原則暦年での把握としているが、経済センサス - 活動調査と同様の扱いとして、報告者において記入が困難と判断されたときのみ、当該暦年の期間を最も含む決算年度での回答も可能としている。

同時期に実施することが想定される他の統計調査との整理については、当方どもも種々検討したところである。しかしながら、他の企業調査が原則会計年度での把握であることを踏まえると、先に述べた「原則論」から言えば、単純なデータ移送は困難であり、また、法人企業統計調査の四半期別結果を活用し、擬似的に暦年データを作れないかといった検討もしたが、精度の面から活用は困難だった。

また、商業統計調査の年次化による報告者負担の増加の観点については、先述のとおり、真にユーザーからニーズのある調査項目に絞った設定をするなど、最大限に考慮したと認識している。

いずれにしても、当方どもとしても報告者負担の軽減に資する取組は今後も検討しなくてはならないと認識しており、引き続き政策統括官室とも連携しながら整理してまいりたい。

#### (4) 調査方法

##### 【論点 a への回答】

a 経済構造実態調査において、調査計画上「民間事業者」ではなく、「調査実施事業者」とされているのはなぜか。

前述「(3)の論点 a 及び b への回答」に記載のとおり、今回の調査では、報告者の皆さまにおける負担軽減に資するため、プロファイリング活動を最大限に活用したいと考えているところである。当該活動は独立行政法人統計センターが主体となって実施するものと承知しており、単に民間事業者とせず、調査実施事業者といった記載としたところ。

##### 【論点 b への回答】

b 総務省・経済産業省と調査実施事業者との間で、どのような役割分担が想定されているか。また、経済構造実態調査は、20万企業を対象とする大規模年次調査であり、適正な入札制度を維持しつつ、的確な履行を確保するため、事業者を継続的に確保・活用することは可能か。

業務の役割分担の概要については下図のとおり。

的確な履行を実施する事業者の確保といった御指摘だが、前述「(2)の論点 b への回答」に記載したとおり、すでに経済センサス - 活動調査において実績があり、当方どもとしては、可能という認識である。いずれにしても、今回の事業者への委託契約に係る調達においても総合評価方式を採用するなど適切な履行が確保されるよう努めて参りたい。(詳細は後述。)

##### (図) 業務の役割分担概要

	経済構造実態調査		工業統計調査	
	甲調査	乙調査	直轄調査	調査員調査
企画	総務省	経済産業省		
実査	調査実施事業者		民間事業者	調査員
公表	総務省・経済産業省			

## 【論点 c への回答】

c 第三期基本計画において、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長会議等会議申合せ）に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む」とされている。ついては「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」等を踏まえ、以下の①～④について、どのような対応を検討しているか。

### ① 統計の品質の維持・向上

- ・ 調査員調査の取りやめにより、調査への協力依頼、記入漏れや誤りなどの記入上の疑義等に対して、今までのような手厚い対応が行われなくなると考えられるが、民間委託による郵送・オンライン化移行後においても、高い回収率を維持するとともに、正確な回答を確保するために、どのような取組を想定しているか。
- ・ 集計は、どのような手順で行われるか。総務省は、結果精度の維持の観点から、集計業務において、どのような関与を予定しているか。

### ② 報告者の秘密保護

- ・ 報告者の秘密保護を徹底するため、どのような対応を想定しているか。また、再委託を想定しているような業務はあるのか。

### ③ 信頼性の確保

- ・ 民間事業者への委託により、報告者が調査に対する不信感や拒否感を持たないようにするため、どのような取組を想定しているか。

### ④ 民間事業者の履行能力の確認

- ・ 民間事業者の履行能力は、どのような方法で、確認することを想定しているか。

#### <① 統計の品質の維持・向上>

調査を委託する事業者の選定に当たっては、価格競争ではない総合評価落札方式を採用し、郵送・オンライン調査に係る調査業務に優れたノウハウを有する事業者の選定に努め、選定後においては、当該事業者と密な連携をしまいたい。

また、高い調査票回収率と正確な回答内容を確保するため、記入のしやすい調査票を設計するとともに、複数形式の電子調査票を用意するなど、報告者が回答しやすい環境を整備してまいたい。

なお、集計については、結果精度維持の観点から、総務省及び経済産業省において、集計に係る処理基準の策定はもちろん、疑義照会の結果確認といったところまで、一連の業務を統括しながら、事業者において集計する流れで行うこととしている。

#### <② 報告者の秘密保護>

調査を委託する事業者に対しては、開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報及び業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならな

い旨を明示し、業務従事者が守秘義務について十分理解するような研修を設定させることとしたい。

また、重要な情報にアクセスできる者の範囲の限定、使用するPCのウイルス対策、使用するサーバ等のセキュリティ対策等の具体的な取組については、契約する事業者からの提案内容等も踏まえて検討することにより、秘密の保護に万全を期することとしたい。

なお、受託する事業者により業務の実施体制が異なるため、再委託の有無に係る想定を明確に整理することは難しいものの、たとえ再委託があったとしても、同等の秘密の保護が確約されるよう指導の徹底をして参りたい。

### <③ 信頼性の確保>

調査票提出先を調査実施者とすることや、調査実施者の公印をついた依頼状の送付など、総務省及び経済産業省の事業であることが、報告者に可能な限り明示できるように努めつつ、調査を委託する事業者と緊密に連携して事業にあたることにより、信頼性を確保してまいりたい。

### <④ 民間事業者の履行能力の確認>

本件事業を実施する事業者は総合評価落札方式により決定することとし、この決定の際には、外部有識者も評価者とした事前の審査を行うことを想定しており、これらを通じて確認してまいりたい。

#### 【論点 d への回答】

d オンラインでの回答を促進するため、調査票配布時や記入時にどのような措置を講じているか。

オンラインでの回答については、集計実務の効率化など実施者にとってメリットが大きく、当方どももこれまでの調査で培った知見・経験等を活用しながら推進に努めたいところ。

一方で、報告者の皆さまにとっては、企業のセキュリティポリシー上、オンラインでの回答が難しいといったことも御指摘を受けており、必要に応じ、エクセル形式のオフライン調査票等も準備するなど、選択できる選択肢を拡げてまいりたい。

#### 【論点 e への回答】

e 報告者負担の軽減の観点から、どのような対応を検討しているのか。

主な報告者負担の軽減策は以下の通り。

- ・「8割層」の調査事項の限定（対象範囲が最も広いところの調査事項は基礎的事項のみ）
- ・「5割層」の調査事項の工夫（可能な限り平易に記入できるよう調査事項をカスタマイズ）
- ・プロファイリング活動の活用
- ・工業統計調査との重複是正（単独事業所企業は工業統計調査票のみ）
- ・プレプリント（具体的な数値を記入いただく箇所以外のほとんどがプレプリント事項）
- ・重複項目の調整（甲調査で回答いただく項目は乙調査においてマスク）
- ・回答手法の柔軟性（オンライン調査票及びオフライン調査票の整備）

#### 【論点 f への回答】

f 工業統計調査と同時・一体的に実施するとのことであるが、「同時・一体的実施」とは、具体的にどのような対応を予定しているのか。また、このような対応を行うメリットは何か。

今回の「同時・一体的実施」は、工業統計調査の国直轄調査部分を経済構造実態調査とまさに同時一体的に実施するといったことなどを想定しており、両省からバラバラに配布・回収するのではなく、一本化することで効率化に努め、報告者から見てもわかりやすい調査の仕組みになることが期待されるところ。

#### 【論点 g への回答】

g 経済構造実態調査と工業統計調査の両方の対象となる者については、どのように調査票の配布・回収を行うのか。

前述「(2)の論点 g への回答」に同じ。

## (5) 集計事項

### 【論点 a 及び b への回答】

- a 経済構造実態調査において、どのような集計事項が予定されているか。特に、地域別の表章としてどのようなものを行うのか。可能な範囲で、集計のイメージを示していただきたい。
- b 甲調査については、売上高上位 80%を占める企業を対象に行われるが、集計時においては、80%のみの単純集計を行うのか。それとも、残る 20%を推計して、全体として公表するのか。可能な範囲で、集計のイメージを示していただきたい。

具体的な集計事項としては、調査計画のとおりであるが、体系的に整理すると大きく以下の4つに整理できる。

- ① 生産面を中心とした全国結果
- ② 投入面に係る全国結果
- ③ 都道府県別結果
- ④ 特定のサービス産業に係る結果

これらの詳細な集計イメージは以下の通り。

※ 推計手法の具体的なイメージについては別添4のとおり。

#### <①について>

生産面を中心とした全国結果は甲調査の第1面を対象とした集計結果である。第1面については、いわゆる「8割層」を対象とした調査であるが、集計・公表においては、調査されていない「2割層」を推計の上、合わせた形で公表するとしている。

#### <②について>

投入面に係る全国結果は第2面を中心にした集計結果である。第2面については「5割層」を対象とした調査であるが、こちらについては、得られた結果のみを用いた「割合表章」での公表としているところ。すなわち、ある事業に係る費用全体を1としたときに、詳細な費用項目をそれぞれ割合で表章する。

なお、第2面の情報だけでは、左面の21区分の情報しか整備できないが、第1面の生産面の情報とリンクさせることにより、産業中分類以上の粒度の細かさでの表章を想定しているところ。

#### <③について>

都道府県別結果については、傘下事業所の一覧を記載いただく帳票形式の調査票の内容を集計するもの。本調査の対象で得られるデータは約15万事業所であるが、それ以外の部分は、第1面で得られた企業値と事業所母集団データベースを活用して推計することとしている。

<④について>

後述の変更点以外については現行の特定サービス産業実態調査に準拠している。

【論点 c への回答】

c これまで商業統計調査や特定サービス産業実態調査で提供されていた集計事項で、経済構造統計調査において提供されない事項は何か。特に、地域別集計の縮小が予定されているが、その理由は何か。

<現行商業統計調査関連部分>

先述のとおり、商業統計調査の年次化にあたり、報告者の皆さまにおける御負担を最小化することを大前提としながら、内閣府をはじめとするユーザーと意見交換をさせていただきつつ、まさに毎年の把握が求められた項目に特化した項目を設定させていただいたところであり、当該項目以外に係る集計事項は新調査においては提供されないこととなる。

また、地域別集計については、先述したとおり、年次調査として膨大な数の事業所を調査することは困難であることに起因した対応であり、今回、前述の手法で都道府県別結果までを公表することとしている。

なお、より詳細な地域別統計の推計手法については、第Ⅲ期基本計画においてもその検討を求める旨記載があるところであり、総務省統計局において別途検討するものと承知しているところ。

<現行特定サービス産業実態調査関連部分>

乙調査結果としては、先述の廃止 4 項目に係る集計表が提供されないこととなるが、先述のとおり、このうちの一部については、甲調査結果として公表することとしている。

現行の地域別結果については、集計結果が安定しないこともあり、乙調査としての集計は、全国表に集約させていただくこととし、地域表は原則廃止したい。

【論点 d への回答】

d 経済構造実態調査と工業統計調査で報告者が重複した場合、工業統計調査で得られたデータを移送することとされているが、経済構造実態調査の集計に不足のない形で情報が移送されるのか。

工業統計調査からの移送データを基に、前述「a 及び b への回答」に記載した全体推計の中で集計に不足のないように対応してまいりたい。



## (7) 調査結果の公表

### 【論点 a への回答】

a 調査実施後、結果の公表までのスケジュールを具体的に示されたい。

公表までのスケジュールは別添5の通り。

### 【論点 b 及び c への回答】

b それぞれの公表の際に、どのような内容の集計表を公表するのか。

c 調査結果を3回に分けて公表する必要性は何か。

本調査の公表スケジュールは、利用価値のある結果を限られたリソースで公表していくといったことを踏まえたものであり、それぞれの公表の内容等については、以下の通り。

#### <一次公表>

甲調査票第1面のうち、非常に基礎的な内容に係る項目を集計した事項を調査実施の年度内に公表することとしている。これは、翌年調査の名簿に活用することを想定しているものである。

#### <二次公表>

甲調査の第1面及び第2面の項目、その全ての項目を集計した事項及び乙調査に係る集計事項を公表することとしている。これはSNA第二次確報に間に合うスケジュールを組んだものである。

#### <三次公表>

甲調査の傘下事業所票に係る項目を公表することとしている。事業所結果を集計するには、そのデータ数の量も鑑みると、相当の時間がかかることが想定され、リソースの制約も踏まえ、三次公表のタイミングとしたところ。

### 【論点 d への回答】

d 国民経済計算等、結果の利活用面から見て、今回の公表のスケジュールは問題ないか。

内閣府と事前に調整させていただいた結果のスケジュールでもあり、当方どもとしては、このスケジュールで問題ないものと認識しているところ。

【論点 e への回答】

- e 集計段階から結果の公表における総務省と経済産業省の役割分担は、どのようになっているか。事務フローに沿って、整理いただきたい。

集計審査段階における役割分担は、より良い調査結果を公表するために両省が持つ知見をまずは最大限に活かす手法を採るべきと認識しており、両省が一体となりながらも、経済構造実態調査の甲調査は総務省がメインに、経済構造実態調査の乙調査及び工業統計調査については経済産業省がメインに進めて参りたい。

## II 工業統計調査

2 統計委員会諮問第 83 号の答申（平成 28 年 1 月 21 日付け府統委第 22 号）における「今後の課題」への対応状況について

### 【論点 a 及び b への回答】

- a 平成 29 年調査におけるオンラインの利用状況はどのようになっているか。
- b 平成 28 年度調査までのオンライン調査の利用状況との比較はどのようになっているか。

平成 29 年調査におけるオンラインの利用状況は以下の通り。

オンライン回答数 = 30,975 事業所 (16.1%)

平成 28 年 6 月に経済センサス - 活動調査を実施したため、平成 29 年調査以前の直近の工業統計調査は平成 26 年調査となるが、当時、オンラインによる回答は国直轄調査でのみ可能であり、その利用状況は以下の通り。

オンライン回答数 = 2,523 事業所 (1.2%)

### 【論点 c への回答】

- c オンライン調査促進のために、どのような取組を行っているか。

「インターネット回答を推奨する」旨を、調査用品（ポスター、リーフレット、調査票配布用封筒、調査票の記入のしかた）に記載するとともに、調査票配布時に調査員より同旨の説明を徹底するよう指導等を実施した。また、調査実施事務局ホームページにおいても、インターネット回答の推奨、誘導等を実施した。

### 3 第122回統計委員会（平成30年5月25日）で示された意見を踏まえた追加事項

#### 【論点への回答】

- 地方公共団体における事務輻輳の状況や、その軽減策に対する現時点における工業統計調査の対応方針等を示されたい。

現行の工業統計調査の地方公共団体における事務スケジュールのイメージは別添6のとおり（参考として平成27年国勢調査の地方公共団体における事務を併記）。

今回、御指摘の平成32年度（2020年度）における地方公共団体における事務の輻輳については、経済産業省としても承知しているところであり、別添6からもわかるとおり、年度当初から地方事務が全体的に膨大な状況となり、工業統計調査の調査期日をはさみ、工業統計調査の審査に係る事務を実施していただく時期（夏から秋口頃まで）において特に輻輳が顕著となると認識しているところ。

一方で、工業統計調査は、経済産業省における政策への活用やSNAにおける活用のほか、地方公共団体においても地場産業の実態把握といった点で、重要な統計資料であることから、その結果精度や時系列性の確保にも留意が必要と認識しているところ。

いずれにしても、今回の申請で共管実施者となる総務省とも連携し、地方公共団体の皆さまと綿密に調整しつつ、結果精度の維持と事務負担の軽減を可能な限り両立できる方策を整理した上で、平成32年（2020年）の調査計画案を策定してまいりたい。

# 経済構造実態調査について

平成30年5月  
総務省統計局  
経済産業省調査統計グループ

# 経済統計を取り巻く状況について

## 経済センサス-活動調査の中間年における産業横断的な統計の整備に関する以下のニーズが顕在化

- ① 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進
  - 国民経済計算における中間年推計の一層の精度向上を図ることが不可欠
- ② 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進
  - 中間年の経済実態を横断的に把握・提供

### 《参考》経済統計に係る新たな要請（関連抜粋）

#### 【統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月）】

##### 2 GDP統計を軸とした経済統計の改善

###### (1) GDP統計の体系的整備の全体像

年次推計については、基準年推計の精度向上に加え、サービス関連統計の統合・拡充、商業統計の年次化等によるビジネスサーベイ（仮称。以下同じ。）の創設により、年次SUTの改善及び年次GDP推計の精度向上が図られ、基準年推計とともに産業別付加価値のより正確な把握が可能となる。

5 統合・拡充したサービス産業関連統計、年次化した商業統計、工業統計等により構成される、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み

###### (3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

###### ② SUT体系に移行するための基盤整備

・総務省及び経済産業省は、営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設する。

#### 【第Ⅲ期基本計画（平成30年3月）】

別表 今後5年間に講ずる具体的な施策「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

##### 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

###### (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。（総務省、経済産業省）（平成31年度（2019年度）から実施する。）

◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。（総務省、経済産業省）（平成31年度（2019年度）から同時実施し、平成34年（2022年）調査の企画時までに結論を得る。）

◎ 平成33年（2021年）経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。（総務省、経済産業省、関係府省）（平成34年（2022年）調査の企画時までに一定の結論を得る。）

1

## 新調査創設に係る新たな取組～3つの柱～

### ○ 顕在化したニーズを達成するため、以下の観点を最大限考慮した新調査を創設

- ・ 未整備であったサービス産業を含めた、産業横断的な年次構造統計の整備の観点
- ・ 国民経済計算の推計に資する早期かつ安定的な結果提供の観点
- ・ 報告者におけるフィージビリティへの配慮といった観点

### 新たな手法の導入

#### ① 売上高シェア等に応じた「3階建て構造」の調査設計

- ・ 詳細はスライド5及びスライド6

#### ② 企業規模・業種に応じた「調査事項のカスタマイズ」

- ・ 詳細はスライド6及びスライド7

#### ③ 事業所母集団データベースを活用した推計手法の採用

- ・ 詳細はスライド9及びスライド10

# 新調査全体の概要

調査の目的	<p>製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査実施中間年の経済構造統計を作成することを目的</p> <p>&lt;具体的意義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未整備となっていたサービス産業等の付加価値等の構造面に関する統計の体系的整備</li> <li>・年次GDP推計の精度向上のための生産・投入構造に関する統計の整備</li> <li>・各種行政施策のための基礎情報の整備</li> </ul>
法的根拠	統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査
実施年	経済センサス活動調査実施年を除く毎年
調査期日及び把握対象期間	<p>6月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高等の経理事項：調査実施前年の1月～12月までの1年間（暦年）の状況を把握</li> </ul>
実施機関	<p>総務省及び経済産業省（共管調査）</p> <p>※結果集計は独立行政法人統計センターにおいて実施</p>
調査方法	郵送・オンライン調査（調査票等を郵送で配布し、郵送又はオンラインで回収）
調査の種類	<p>甲調査：付加価値等の構造を産業横断的に把握する調査</p> <p>乙調査：特定サービス産業の特性事項を把握する調査（現行の特定サービス産業実態調査に相当する調査）</p>
調査の流れ	総務大臣・経済産業大臣－調査実施事業者－報告者

3

## 調査範囲・調査単位

### 調査範囲・調査単位

甲 調 査	乙 調 査
<p>●「<u>製造業</u>」～「<u>サービス業（他に分類されないもの）</u>」に属する企業</p> <p>ただし、<u>個人経営の企業及び以下に掲げる産業に属する企業を除く</u></p> <p>①小分類792－家事サービス業</p> <p>②中分類93－政治・経済・文化団体</p> <p>③中分類94－宗教</p> <p>④中分類96－外国公務</p>	<p>●<u>特定サービス産業に属する企業及び事業所</u></p> <p>（現行の特定サービス産業実態調査と同様）</p> <p>&lt;特定サービス産業（35業種）&gt;</p> <p>【事業所を対象として調査する業種】</p> <p>①ソフトウェア業、②情報処理・提供サービス業、③インターネット附随サービス業、④各種物品賃貸業、⑤産業用機械器具賃貸業、⑥事務用機械器具賃貸業、⑦自動車賃貸業、⑧スポーツ・娯楽用品賃貸業、⑨その他の物品賃貸業、⑩デザイン業、⑪広告業、⑫機械設計業、⑬計量証明業、⑭機械修理業、⑮電気機械器具修理業、⑯葬儀業、⑰結婚式場業、⑱冠婚葬祭互助会、⑲映画館、⑳興行場、興行団、㉑ゴルフ場、㉒ゴルフ練習場、㉓フィットネスクラブ、㉔ボウリング場、㉕スポーツ施設提供業（上記以外）、㉖公園、遊園地・テーマパーク、㉗学習塾、㉘外国語会話教授業、㉙教養・技能教授業（外国語を除く）</p> <p>【企業を対象として調査する業種】</p> <p>①映像情報制作・配給業、②音声情報制作業、③映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、④新聞業、⑤出版業、⑥クレジットカード業、割賦金融業</p>
<p><b>報告者負担（報告者数）の抑制及び調査結果の早期提供（SNA第2次年次推計への提供）を可能とするため、企業を調査単位（報告単位）として実施</b></p>	

# 調査対象の選定

## 調査対象の選定

### 甲調査

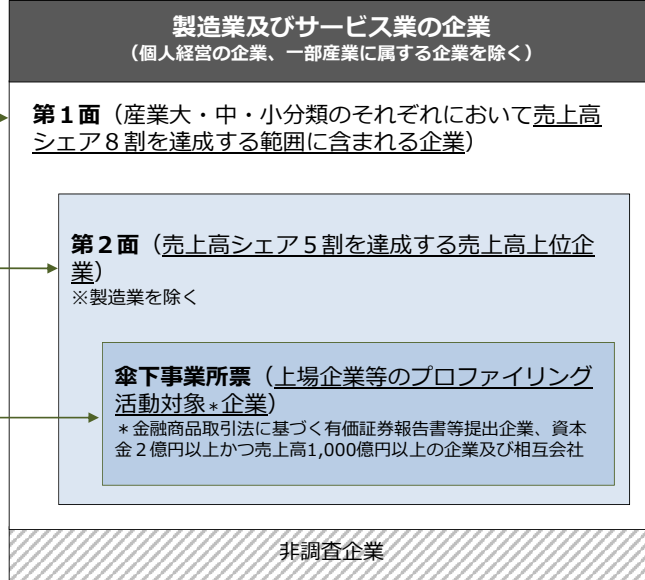
●費用対効果の視点から報告者負担（報告者数）を抑制しつつ、売上高等のカバレッジと結果の安定性等を確保するため、産業大・中・小分類のそれぞれにおいて売上高シェア8割を達成する範囲に含まれる企業を選定（悉皆）

●費用対効果や企業における調査への回答体制等を勘案し、上記企業の中から、より詳細な事項を把握する売上高上位企業等を選定（悉皆）

付加価値等の構造を産業横断的に把握するための必要最小限の事項（A）を把握

上記Aに加え、投入構造（投入係数）の推計精度の向上を図るための事項（B）を把握

上記A+Bに加え、都道府県別結果の精度向上を図るための事項（C）を把握



### 乙調査

●母集団を業種別、事業者規模別に層化して調査対象事業所・企業を選定（抽出）

※小規模母集団の一部業種は悉皆  
※乙調査の抽出企業が甲調査の調査対象企業である場合は、両調査の調査票を配布して調査

### 特定サービス産業の事業所・企業

特定サービス産業の35業種から標本抽出

5

## 甲調査の調査事項・把握単位

### 調査事項・把握単位（甲調査）

#### 第1面（付加価値等の構造の産業横断的把握）

⇒付加価値等の構造把握のための必要最小限の事項（A）を企業単位で把握

- 1 企業の名称、電話番号及び法人番号
- 2 企業の所在地
- 3 経営組織
- 4 資本金等の額
- 5 消費税の税込み・税抜き記入の別
- 6 企業全体の売上（収入）金額、年間商品販売額、費用総額及び主な費用項目
  - ・給与総額
  - ・租税公課
  - ・支払利息等
- 7 企業全体の主な事業の内容
- 8 企業の事業活動の内容
- 9 企業の事業活動別の売上（収入）金額
- 10 電子商取引の有無及び割合

- <卸売業・小売業のみ>
- 11 企業全体の年初及び年末商品手持額
  - 12 年間商品仕入額

下線：平成28年経済センサス活動調査結果等を調査票にプレプリントする事項

#### 第2面（投入構造の推計精度の向上）《製造業を除く》

⇒上記Aに加え、企業の事業区分別費用割合及び一事業区分別費用内訳（B）を把握

- 1 事業区分別の費用の割合
- 2 一事業区分に係る費用の項目別内訳
  - <産業横断的事項>
    - ・給与総額
    - ・福利厚生費（退職金を含む）
    - ・賃借料（土地・建物）
    - ・賃借料（情報通信機器）
    - ・賃借料（その他）
    - ・減価償却費
    - ・外注費
    - ・広告宣伝費
    - ・保険料
    - ・水道光熱費
    - ・通信費
    - ・荷造運賃
    - ・旅費・交通費
    - ・車両費
    - ・消耗品費、事務用品費
  - <産業別事項> 別紙参照

#### 傘下事業所票（都道府県別結果の精度向上）

⇒上記A+Bに加え、企業の傘下事業所ごとの売上高等（C）を企業本社から把握

- 1 事業所の名称及び電話番号
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の主な事業活動
- 4 事業所の売上高

- <卸売業、小売業のみ>
- 5 卸売業販売額及び小売業販売額
  - 6 売場面積
  - 7 卸売業販売額の販売先割合（本支店間移動の割合）

●詳細な投入構造に係るデータ整備を担保しつつ、企業における回答のしやすさを確保するため、有価証券報告書などの事項を産業別調査事項として設定



# (別紙) 甲調査の産業別の費用項目

産業	産業別調査事項	産業	産業別調査事項
電気業	①燃料費、②修繕費	不動産取引業	①用地費、②外注工事費、③土地建物購入費
ガス業	①原材料費、②修繕費	不動産賃貸業・管理業	①修繕費
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、③資金原価
映像情報制作・配給業	①制作費(出演料等の人件費)、②制作費(その他)、③配給権獲得費(国内)、④配給権獲得費(国外)、⑤配取支払費、⑥著作権獲得費(国内)、⑦著作権獲得費(国外)	広告業	①媒体費
音声情報制作業	①制作費(出演料等の人件費)、②制作費(その他)、③著作権使用料	宿泊業	①材料費、②修繕費
出版業	①印税・原稿料	飲食業	①製造原価(材料費)、②製造原価(労務費)
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業	①外注費(国内)、②外注費(国外)	冠婚葬祭業	①施設管理費、②販売手数料
鉄道業	①動力費	映画館	①施設管理費、②上映映画料
水運業	①貨物費(燃料費除く)、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費	興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費
卸売業、小売業	①商品販売原価、②販売手数料、販売奨励費	スポーツ施設提供業	①施設管理費
銀行・信託業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用	公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費
証券業	①金融費用、②取引関係費、③不動産関係費	学習塾	①警備費
生命保険業	①保険金等支払金、②責任準備金等繰入額、③資産運用費用	教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費
損害保険業	①保険引受費用、②資産運用費用	医療業	①薬品費、②材料費(薬品費を除く)
中小企業等金融業、農林水産金融業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用		
クレジットカード業、割賦金融業	①貸倒引当金繰入額、②金融費用		

7

## 乙調査の調査事項・把握単位

調査事項・把握単位(乙調査)	
企業単位で把握する事項	事業所単位で把握する事項
① 名称、所在地及び法人番号	① 名称及び所在地
② 経営組織及び資本金等の額	② 本社の所在地
③ 事業の形態	③ 経営組織及び資本金等の額
④ 会社系統	④ 本支社別
⑤ 年間売上高	⑤ 事業の形態
⑥ 年間契約高及び契約件数	⑥ 会社系統
⑦ 年間営業用固定資産取得額	⑦ 年間売上高
⑧ 入場者数	⑧ 年間契約高及び契約件数
⑨ 会員数	⑨ 年間営業用固定資産取得額
⑩ 受講生数	⑩ 入場者数
⑪ 加盟店数	⑪ 会員数
⑫ 施設	⑫ 受講生数
⑬ 従業者数	⑬ 加盟店数
	⑭ 施設
	⑮ 従業者数

### 【現行の特定サービス産業実態調査からの主な変更事項】

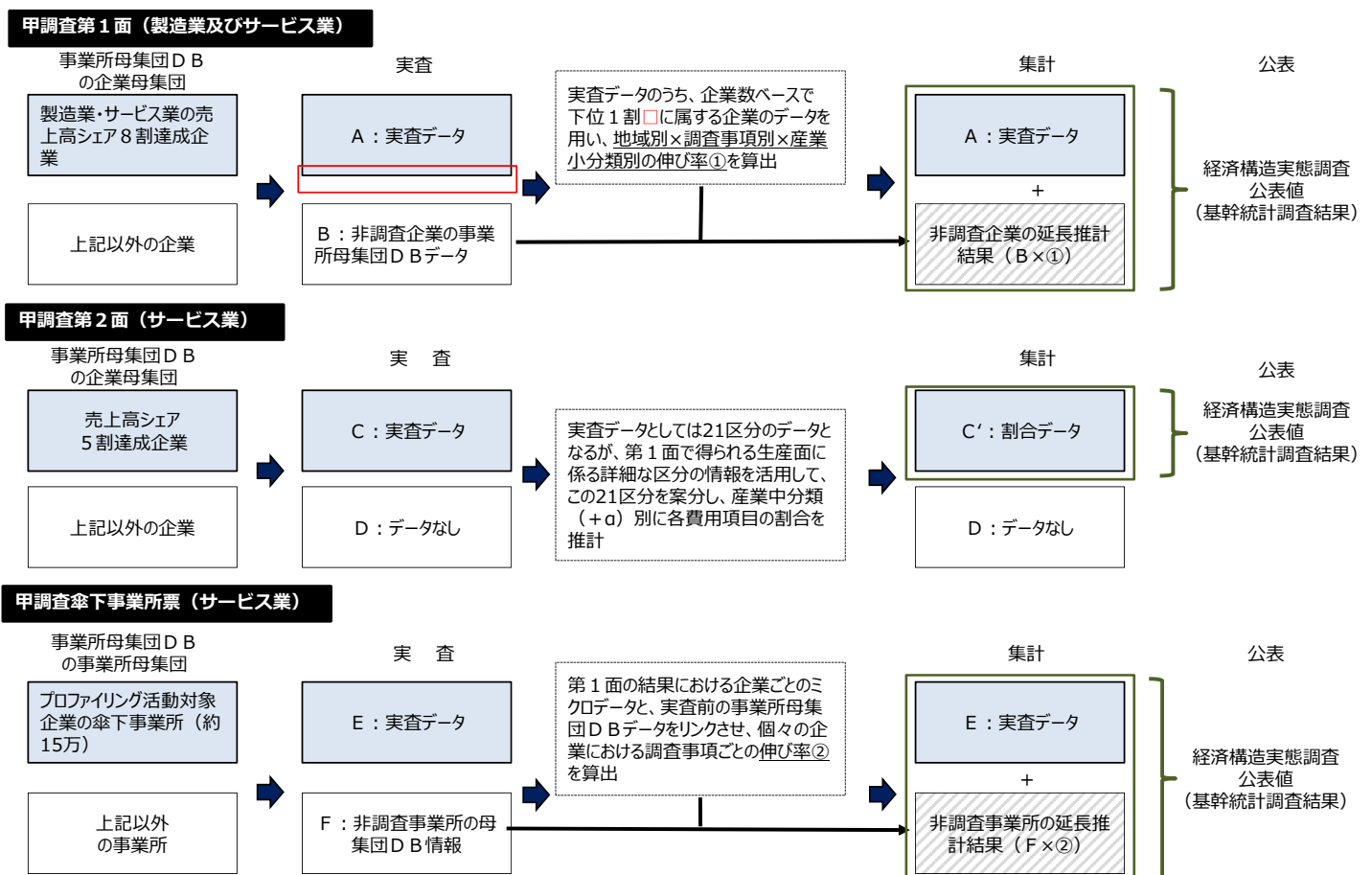
- ・費用項目は、全て企業単位で把握
  - ・売上高におけるその他業務の内訳(割合)、売上高の契約先産業別割合及び従業者数のうち主業の部門別内訳の廃止 等
- ※上記のほか、調査期日を7月1日現在から6月1日現在に変更

# 調査結果の集計

	甲調査	乙調査
結果の集計	<p>●限られた調査対象数の下で、より安定的・詳細な結果を集計・提供するため、経済構造実態調査から得られる結果に加え、事業所母集団D Bに格納されているデータを使用して集計</p> <p>&lt;第1面&gt;  <u>調査企業分の集計値+非調査企業分の推計値</u>(※)                      ※調査事項ごとに、調査企業の産業小分類別の伸び率を事業所母集団D Bの企業データに乘じて推計（伸び率の算出方法については引き続き検討）                      ※甲1調査の調査対象企業が工業統計調査重複している場合は、経済構造実態調査の調査票を配布せず、工業統計調査から得られたデータを使用して集計</p> <p>&lt;第2面&gt;  <u>調査企業分の集計値（割合表章）</u></p> <p>&lt;傘下事業所票&gt; ※地域別表章  <u>調査企業分の傘下事業所集計値+非調査事業所の推計値</u>(※)                      ※調査事項ごとに、調査企業の産業小分類別の伸び率を事業所母集団D Bの事業所データに乘じて推計（伸び率の算出方法については引き続き検討）</p>	<p>●現行の特定サービス産業実態調査と同様の推計方法により、特定サービス産業の特性事項に係る事項を集計</p> <p>●なお、都道府県別結果は本系列としては公表しない（参考表などで公表することを検討）</p>
結果の公表	<p>&lt;一次公表&gt;                      第1面に係る結果のうち一部を調査実施年翌年の3月末までに公表</p> <p>&lt;二次公表&gt;                      第1面及び第2面に係る結果を調査実施年翌年の7月末までに公表</p> <p>&lt;三次公表&gt;                      傘下事業所票に係る結果を調査実施年翌年の10月末までに公表</p>	<p>●甲調査の「二次公表」と同時に公表</p>

9

## 甲調査の推計手法の概要



## 経済構造実態調査（乙調査）の調査設計について

- 経済産業省の行政施策上の必要性に対応し、個別業種の実態を的確に把握する調査事項を設定  
 ○ 業種の実態をよりの確に把握するため、標本設計及び集計単位について一部細分化（下表業種色塗+斜体字）

調査票	業種	標本数	母集団数	主な事業特性事項	主な必要性
企1	映像情報制作・配給業	900	3,048	映画・テレビ番組・ビデオ制作本数、配信ロイヤリティ収入割合	日本再興戦略において海外売上の拡大が示されている放送コンテンツをはじめとした各種映像コンテンツの制作・配給を行う当該産業振興施策に資する基礎資料
企2	音声情報制作業	325	325	音楽ソフト生産数量、レコード販売に占める配信収入割合	海外市場へのビジネス展開の拡大が期待されているコンテンツ産業の一つである音楽ソフト等の制作を行う当該産業振興施策に資する基礎資料
企3	新聞業	400	770	新聞発行種類数、電子メディアへの配信有無及び配信種類・形態	インターネットの普及を踏まえた配信ビジネス市場の拡大等、当該産業振興施策に資する基礎資料
企4	出版業	800	3,358	書籍・雑誌発行点数・部数、出版業に係るロイヤリティ収入割合	配信ビジネス市場の拡大や、有望コンテンツの一つであるマンガを手がける当該産業振興施策に資する基礎資料
企5	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	600	1,642	貸スタジオの保有数・貸出時間、ニュース供給業務に係る配信先別収入割合	日本再興戦略などで拡大が期待されるコンテンツ産業との関連性が深い分野の振興策強化に資する基礎資料
企6	クレジットカード業、割賦金融業	199	199	産業別加盟店数、法人・個人別会員数、産業別提携先企業数	割賦販売法の適正な運用や消費者トラブルの対応等の施策に資する基礎資料
事1	ソフトウェア業	2,700	24,473	当該業務に係る業務種類別収入割合、契約先産業別収入割合	未来投資戦略などで求められているIT人材育成や情報基盤強化等の産業振興施策、下請中小企業振興法の適正な運用に資する基礎資料
	情報処理・提供サービス業	1,500	8,626		
	インターネット附随サービス業	500	2,755		
事2	各種物品賃貸業	600	1,285	リース・レンタル別物件別収入割合、リース・レンタル契約件数	リースにより設備投資を行う中小事業者等の設備投資促進税制を含めた諸施策などに資する基礎資料
	産業用機械器具賃貸業	3,200	8,165		
	事務用機械器具賃貸業	353	353		
	自動車賃貸業	1,600	4,959		
	スポーツ・娯楽用品賃貸業	321	321		
	その他の物品賃貸業	3,100	8,305		
事3	デザイン業	2,100	7,845	当該業務の業務種類別収入割合	知的財産推進計画などでうたわれた企業の国際競争力強化などのデザイン産業振興施策に資する基礎資料
	機械設計業	1,600	6,142		ものづくりを支える製造業等の基盤強化、中小事業者に係る税制等の諸施策に資する基礎資料
事4	広告業	1,300	9,175	広告業の業務種類別収入割合	デジタル化、ネット化の進展状況をふまえた当該産業の振興施策や、下請中小企業振興法の適正運用に資する基礎資料
事5	計量証明業	773	773	計量証明業の業務種類別収入割合	当該業種は中小事業者が多く、税制・融資等各支援制度等の適正運用に資する基礎資料
事6	葬儀業	1,800	7,715	葬儀・挙式取扱件数（うち互助会活用件数、費用規模別等）	冠婚葬祭業全体の振興施策に資する基礎資料 また、今回、細分化が図られれば、葬儀業における近代化促進といった個別業種の施策に資する基礎資料としてより一層の活用が見込まれる
	結婚式場業	600	1,129		
	冠婚葬祭互助会	400	727		
事7	映画館	529	529	入場者数・公開本数（邦・洋画別等）、座席数、スクリーン数	新産業創造戦略における余暇・文化関連産業の健全な発展・充実の実現に向けた施策に資する基礎資料
事8	興行場、興行団	700	2,264	入場者数、興行回数、入場可能定員数、テレビ放映権等収入割合	余暇・文化関連産業の健全な発展や、日本再興戦略など、プロスポーツ興行団等のスポーツコンテンツが有する価値拡大等の施策に資する基礎資料
事9	ゴルフ場	800	2,059	施設のキャパシティ（ホール数、打席数等）、営業日数、利用者数	スポーツ未来開拓会議や日本再興戦略など、スポーツ産業の活性化施策のための基礎資料 また、今回、細分化が図られれば、成長著しいフィットネスクラブをはじめとした業態ごとの実態をより適切に把握することができ、一層の活用が見込まれる
	ゴルフ練習場	900	2,554		
	ボウリング場	400	636		
	フィットネスクラブ	1,100	3,490		
	その他のスポーツ施設提供業	1,200	3,925		
事10	公園、遊園地・テーマパーク	137	137	入場料、入場者数、駐車場台数、保有施設	新産業創造戦略における余暇・文化関連産業の健全な発展・充実の実現に向けた施策に資する基礎資料
事11	学習塾	7,000	48,316	受講生区分別の講座数・受講生数・講座開設時間数、入会金・講座単価	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）において、特定継続的役務に指定されている当該業種の実態把握及び振興施策に資する基礎資料
事12	外国語会話教授業	2,100	9,581	講座数・受講生数・講座開設時間数、入会金・講座単価、前受金の有無	生涯学習関連産業である当該産業の振興施策、消費者トラブルの対応等の諸施策に資する基礎資料 また、今回、細分化が図られれば、特定商取引に関する法律において、特定継続的役務提供に指定されている外国語会話教室の実態をよりの確に捕捉可能となるため、より一層の活用が見込まれる
	教養・技能教授業（外国語会話教授業を除く）	6,800	68,793		
事13	機械修理業	2,900	12,331	当該業務の業務種類別・発注元別・契約種類別収入割合	当該業種は中小零細事業者が多く、税制及び融資制度等の各支援制度等の適正運用に資する基礎資料
	電気機械器具修理業	1,700	5,954		

※ 標本数及び母集団数は、平成29年特定サービス産業実態調査名簿を基に試算した数値。





経済構造実態調査 甲調査票

〇年6月1日現在

総務省・経済産業省



基幹統計調査

別添3

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ
記入者氏名
部署名
電話番号 (内線: )

1 名称、電話番号及び法人番号

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。
屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。
法人番号(13桁)を記入してください。
法人番号については、法人番号指定通知書または国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表ウェブサイト)を確認できます。

フリガナ
正式名称 プレプリント
通称名
電話番号(代表)
法人番号

2 所在地

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号 都道府県名 市区町村名
町丁・字・番地・号
ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)

3 経営組織及び資本金等の額

- 経営組織の〇囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
〇囲みの印字がない場合は、該当する番号を〇で囲んでください。
会社以外の法人:公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
(2)資本金等の額は、「1 株式会社 有限会社 相互会社」から「3 合同会社」までの場合に記入してください。(万円未満四捨五入)

(1) 経営組織
1 株式会社 2 合同会社 3 有限会社 4 会社以外の法人
(2) 資本金等の額 (資本金、出資金又は基金の額を記入してください)

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 5欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。
※選択した記入方法を〇で囲んでください。

1 税込み 2 税抜き

5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 『調査票の記入のしかた』〇〇、〇〇ページを参照して記入してください。
〇年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、〇年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
3欄(1)が「4 会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
『①売上(収入)金額』:経常収益を記入
『④費用総額』:経常費用を記入
『主な費用項目』:各欄に記入
『卸売業、小売業』を営んでいる場合は、『②卸売販売額(代理・仲介手数料を含む)』、『③小売販売額』についても記入してください。本支店間の商品振替額を除いて記入してください。

Table with columns for sales and expenses (十兆, 兆, 千億, 百億, 十億, 億, 千万, 百万, 十万, 万, 円) and rows for ①売上(収入)金額, ②卸売販売額, ③小売販売額, ④費用総額, ⑤給与総額, ⑥租税公課, ⑦支払利息等.

6 企業全体の主な事業の内容

- 印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。
『調査票の記入のしかた』〇〇、〇〇ページを参照して記入してください。

主な事業の内容 プレプリント

7 企業全体の事業活動の内容

- 下欄に事業活動を記入してください。
印字されている事業活動の内容が、現在行っている事業活動の内容と異なる場合は二重線で消した上、右欄に現在行っている事業活動の内容及びそれに対応する分類番号を別冊の『事業活動一覧』を参照して記入してください。
『7 その他』には、事業活動1から6まで以外の事業活動が含まれます。そのうち主な事業活動については、その内容を記入してください。

Table with columns for activity type (1-6) and description (プレプリント)

7 その他 「7 その他」のうち、主な事業活動を記入してください。

8 企業全体の事業活動別の売上(収入)金額

- 〇年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、〇年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、5欄『①売上(収入)金額』に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

Table for sales by activity type with columns for amount (十兆 to 円) and ratio (%).

9 電子商取引の有無及び割合

- 該当する番号すべてを〇で囲んでください。
電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。

1 一般消費者と行った
2 他の企業と行った
3 行わなかった
5欄『①売上(収入)金額』に占める個人(一般消費者)との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

10 企業全体の年初及び年末商品手持額

- 『卸売業、小売業』を主な業務として営んでいる場合に記入してください。
〇年の年初及び年末現在(記入困難な場合は最寄りの決算日・棚卸日)で記入してください。(万円未満四捨五入)

①年初商品手持額
②年末商品手持額
Table with columns for amount (十兆 to 円)

11 年間商品仕入額

- 『卸売業、小売業』を主な業務として営んでいる場合に記入してください。
〇年1月から12月までの1年間(この期間で記入困難な場合は、〇年を最も多く含む決算期間)の商品仕入額を記入してください。(万円未満四捨五入)

Table with columns for amount (十兆 to 円)



12 企業全体の事業内訳別の費用の割合

○年1月から12月までの費用について、以下①から⑳までの事業の内容別にこの調査票の第1面5欄「④ 費用総額」欄で記入した費用総額に対する割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

Table with 3 columns: 事業別内訳, 内容例示, 費用総額に占める割合(%). Rows include categories like ① サービス業以外, ② 卸売事業, ③ 小売事業, etc., up to ⑳ 上記以外のサービス事業.

13 費用の項目別内訳

次の太線枠内に印字された事業活動について、以下の「主な費用項目」別に費用の額を記入してください。 ※ 次の太線枠内には調査票第2面12欄の①から⑳までのいずれかの事業内容が印字されています。12欄で記入いただいた「費用総額に占める割合」の大小に関わらず、太線枠内に印字された事業活動に係る費用の額を記入してください。

Main expense items table with columns: 主な費用項目, 十兆, 兆, 千億, 百億, 十億, 億, 千万, 百万, 十万, 万, 円. Includes a pink 'プレプリント' (Preprint) box and rows for items like ① 給与総額, ② 福利厚生費, etc.







・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。  
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。  
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。  
・オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。  
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

すべての事業所に関する調査事項				「卸売業、小売業」を業務として営んでいる事業所に関する調査事項															
1 事業所の名称及び電話番号	2 事業所の所在地	3 事業所の主な事業活動	4 事業所の売上（収入）金額	5 年間商品販売額										6 売場面積	7 卸売販売額に占める 本支店間移動の割合				
<ul style="list-style-type: none"> <li>印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。</li> <li>修正する場合は、略称ではなく正式名称（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。</li> <li>修正する場合は、当該事業所で行っている事業活動の内容を具体的に記入してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額について記入してください（この期間で記入できない場合は、○年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4欄のうち、年間商品販売額を記入してください。（万円未満四捨五入）</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。単位は、平方メートルで記入してください。（1坪＝3.3㎡換算）（小数点以下四捨五入）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5欄の「卸売販売額計」に記入がある場合は、その販売額に占める本支店間移動の割合を整数で記入してください。（小数点以下四捨五入）</li> </ul>				
卸売販売額計	小売販売額計	卸売販売額計	小売販売額計	卸売販売額計	小売販売額計	卸売販売額計	小売販売額計	卸売販売額計	小売販売額計	卸売販売額計	小売販売額計	卸売販売額計	小売販売額計	卸売販売額計	小売販売額計				
( )	〒 [ ] [ ] [ ] [ ] - [ ] [ ] [ ] [ ]	プリント	0,000													0.00	0.00	平方メートル(㎡)	%
( )	〒 [ ] [ ] [ ] [ ] - [ ] [ ] [ ] [ ]	プリント	0,000													0.00	0.00	平方メートル(㎡)	%
( )	〒 [ ] [ ] [ ] [ ] - [ ] [ ] [ ] [ ]	プリント	0,000													0.00	0.00	平方メートル(㎡)	%
( )	〒 [ ] [ ] [ ] [ ] - [ ] [ ] [ ] [ ]	プリント	0,000													0.00	0.00	平方メートル(㎡)	%
( )	〒 [ ] [ ] [ ] [ ] - [ ] [ ] [ ] [ ]	プリント	0,000													0.00	0.00	平方メートル(㎡)	%

プリント





経済構造実態調査 甲調査票

〇年6月1日現在
総務省・経済産業省

基幹統計調査

別添3-2

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ トウケイ タロウ
記入者氏名 統計 太郎
部署名 総務部総務係
電話番号 03-1111-2222 (内線: 22312)

1 名称、電話番号及び法人番号

印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。
屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。
法人番号(13桁)を記入してください。
法人番号については、法人番号指定通知書または国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表ウェブサイト)で確認できます。

フリガナ トウケイ
正式名称 株式会社統計
通称名 TOUKEIホテル
電話番号(代表) (03) 9876-4321
法人番号 9876543210000

2 所在地

印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号 162-0062
都道府県名 東京都
市区町村名 新宿区
町丁・字・番地・号 若竹町3丁目2番1号
ビル・マンション名等(階、号まで記入してください)

3 経営組織及び資本金等の額

経営組織の〇囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
〇囲みの印字がない場合は、該当する番号を〇で囲んでください。
会社以外の法人:公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
(2)資本金等の額は、「1 株式会社 有限会社 相互会社」から「3 合同会社」までの場合に記入してください。(万円未満四捨五入)

(1) 経営組織
1 株式会社 有限会社 相互会社
2 合名会社 合資会社
3 合同会社
4 会社以外の法人
(2) 資本金等の額(資本金、出資金又は基金の額を記入してください)
十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
1 0 0 0 0 0 0.000

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

5欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。
※選択した記入方法を〇で囲んでください。

1 税込み
2 税抜き

5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

『調査票の記入のしかた』〇〇、〇〇ページを参照して記入してください。
〇年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、〇年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
3欄(1)が「4 会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
・「①売上(収入)金額」: 経常収益を記入
・「④費用総額」: 経常費用を記入
・「主な費用項目」: 各欄に記入
・「卸売業、小売業」を営んでいる場合は、「②卸売販売額(代理・仲立手数料を含む)」、「③小売販売額」についても記入してください。本支店間の商品振替額を除いて記入してください。

Table with 11 columns (十兆 to 円) and 7 rows (①売上(収入)金額, ②卸売販売額, ③小売販売額, ④費用総額, ⑤給与総額, ⑥租税公課, ⑦支払利息等)

6 企業全体の主な事業の内容

印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。
『調査票の記入のしかた』〇〇、〇〇ページを参照して記入してください

主な事業の内容
宿泊業・ホテル業

7 企業全体の事業活動の内容

下欄に事業活動を記入してください。
印字されている事業活動の内容が、現在行っている事業活動の内容と異なる場合は二重線で消した上、右欄に現在行っている事業活動の内容及びそれに対応する分類番号を別冊の『事業活動一覧』を参照して記入してください。
「7 その他」には、事業活動1から6まで以外の事業活動が含まれます。そのうち主な事業活動については、その内容を記入してください。

Table with 2 columns: Activity code and Description. Includes categories like 1 宿泊業, 2 不動産賃貸業, 3 食堂、レストラン, 4 浴場・エステティック, 5 結婚式場業, 6, 7 その他.

8 企業全体の事業活動別の売上(収入)金額

〇年1月から12月末までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、〇年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、5欄「① 売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

Table with 11 columns (十兆 to 円) and 1 column (又は割合(%)). Rows correspond to activity categories from section 7.

9 電子商取引の有無及び割合

該当する番号すべてを〇で囲んでください。
電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。

Table with 3 rows: 1 一般消費者と行った, 2 他の企業と行った, 3 行わなかった. Includes a calculation box for percentage: 40%

10 企業全体の年初及び年末商品手持額

「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる場合に記入してください。
〇年の年初及び年末現在(記入困難な場合は最寄りの決算日・棚卸日)で記入してください。(万円未満四捨五入)

Table with 11 columns (十兆 to 円) for ①年初商品手持額 and ②年末商品手持額.

11 年間商品仕入額

「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる場合に記入してください。
〇年1月から12月までの1年間(この期間で記入困難な場合は、〇年を最も多く含む決算期間)の商品仕入額を記入してください。(万円未満四捨五入)

Table with 11 columns (十兆 to 円) for 年間商品仕入額.



12 企業全体の事業内訳別の費用の割合

○年1月から12月末までの費用について、以下①から⑳までの事業の内容別にこの調査票の第1面5欄「④ 費用総額」欄で記入した費用総額に対する割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業別内訳	内容例示	費用総額に占める割合 (%)		
		④	⑤	⑥
① サービス業以外	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、製造業、建設業			
② 卸売事業 (代理・仲立事業を含む)	繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物、金属材料等卸売業、機械器具卸売業等			
③ 小売事業	織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、無店舗小売業等			
④ 電気、ガス、熱供給、水道事業	電気業、ガス業、熱供給業、水道事業			
⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	固定・移動電気通信業、放送業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業			
⑥ 運輸、郵便事業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業			
⑦ 運輸に附帯するサービス事業	倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業等			
⑧ 金融、保険事業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金金融機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業、短資業、手形交換所、両替業等、保険業			
⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツプロバイダ、インターネット利用サポート業			
⑩ 不動産取引事業	土地売買業、不動産代理業・仲介業			
⑪ 不動産賃貸事業・管理事業	不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業	2	0	
⑫ 物品賃貸事業	産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業等			
⑬ 学術研究、専門・技術サービス事業	学術・開発研究機関(自然科学・人文・社会科学研究所)、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士・行政書士・公認会計士・税理士・社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、広告業、獣医療業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業等			
⑭ 宿泊事業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、会社・団体の宿泊所、リゾートクラブ等	5	0	
⑮ 飲食サービス事業	食堂、レストラン、日本料理店、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、そば・うどん店、すし店、酒場、ピヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼き店等	2	0	
⑯ 生活関連サービス、娯楽事業	洗濯・理容・美容業、公衆浴場業、エステティック業等、旅行業、家事サービス業、衣服縫製修理業、物品預り業、冠婚葬祭業、映画館、競輪・競馬等の競走場、興行場、興行団、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、ビリヤード場、パチンコホール、ダンスホール、マリナー業等	1	0	
⑰ 社会教育、学習支援事業	博物館、美術館、動物園、職員教育施設・支援業、学習塾、音楽・書道・生花・茶道・そろばん・外国語会話教授業等			
⑱ 医療・保健衛生事業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業(歯科技工所等)、保健所、健康相談施設、検疫所、消毒業等			
⑲ 社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所・短期入所介護事業、訪問介護事業、認知症老人グループホーム、有料老人ホーム、障害者福祉事業、更生保護事業等			
⑳ 学校教育事業	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専門学校、各種学校、学校教育支援機関、幼保連携型認定こども園			
㉑ 上記以外のサービス事業	郵便局、協同組合、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、宗教、集会場、屠畜場、政治・経済・文化団体、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業等			
合計	5欄④の費用総額	1	0	0

13 費用の項目別内訳

・次の太線枠内に印字された事業活動について、以下の「主な費用項目」別に費用の額を記入してください。  
 ※次の太線枠内には調査票第2面12欄の②から⑳までのいずれかの事業内容が印字されています。12欄で記入いただいた「費用総額に占める割合」の大小に関わらず、太線枠内に印字された事業活動に係る費用の額を記入してください。

⑭ 宿泊事業	費用の額 (万円未満四捨五入)										
	主な費用項目										
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 給与総額							3	0	0	0	0.000
② 福利厚生費 (退職金を含む)								6	0	0	0.000
③ 賃借料 (土地・建物)											0.000
④ 賃借料 (情報通信機器)								1	2	5	0.000
⑤ 賃借料 (その他)									3	0	0.000
⑥ 減価償却費										5	0.000
⑦ 外注費									2	0	0.000
⑧ 広告宣伝業								2	0	0	0.000
⑨ 保険料								1	4	0	0.000
⑩ 水道光熱費								1	3	0	0.000
⑪ 通信費								1	2	0	0.000
⑫ 荷造運搬費									1	0	0.000
⑬ 旅費・交通費									3	0	0.000
⑭ 車両費									2	0	0.000
⑮ 消耗品費								2	3	0	0.000
⑯ 材料費								2	0	0	0.000
⑰ 修繕費								1	4	0	0.000
*****	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.000
*****	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.000
*****	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.000
*****	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.000
*****	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.000



・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。  
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。  
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。  
・オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。  
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

傘下事業所票については、第1面及び第2面とは別企業を設定  
「『卸売業、小売業』を業務として営んでいる事業所に関する調査事項」のプレプリント状況等のイメージを明示するため

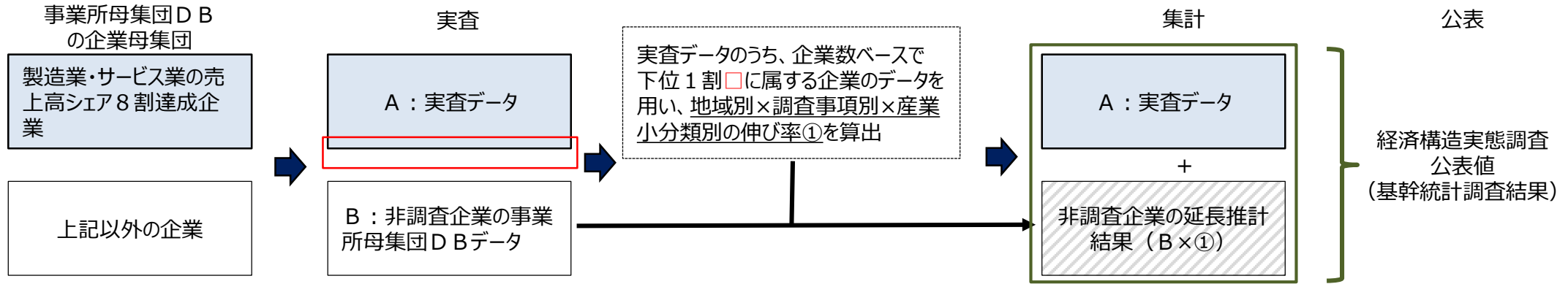
すべての事業所に関する調査事項				「卸売業、小売業」を業務として営んでいる事業所に関する調査事項														
1 事業所の名称及び電話番号	2 事業所の所在地	3 事業所の主な事業活動	4 事業所の売上（収入）金額	5 年間商品販売額														
●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●修正する場合は、略称ではなく正式名称(法人の場合は登記上の名称)を記入してください。	●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。	●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●修正する場合は、当該事業所で行っている事業活動の内容を具体的に記入してください。	●○年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、○年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)	6 売場面積														
				7 卸売販売額に占める本支店間移動の割合														
				●4欄のうち、年間商品販売額を記入してください。(万円未満四捨五入)														
				●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。単位は、平方メートルで記入してください。(1坪=3.3㎡換算)(小数点以下四捨五入)														
				●5欄の「卸売販売額計」に記入がある場合は、その販売額に占める本支店間移動の割合を整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)														
TOUKEIマーケット 若竹町店  ( 03 ) 1234 - 5678	〒162-0123 東京都新宿区若竹町 1丁目22番地9号	各種食料品小売業	4 0 0 0 0,000	卸売販売額計 小売販売額計													120 平方メートル(㎡)	***** %
				卸売販売額計 小売販売額計														
TOUKEIマーケット 中央通り店  ( 03 ) 5678 - 1234	〒162-0123 東京都新宿区中若竹町 3丁目1番地7号	各種食料品小売業	5 3 0 0 0,000	卸売販売額計 小売販売額計													150 平方メートル(㎡)	***** %
				卸売販売額計 小売販売額計														
焼肉TOUKEI 若竹町店  ( 03 ) 1278 - 5634	〒162-0013 東京都新宿区若竹町 4丁目1番地1号	焼肉店	6 2 0 0,000	卸売販売額計 小売販売額計													***** 平方メートル(㎡)	***** %
				卸売販売額計 小売販売額計														
レストランTOUKEI 若竹町店  ( 03 ) 5634 - 1278	〒162-0022 東京都新宿区若竹町 1丁目6番地13号 統計ビル5階	食堂、レストラン(専門料理店は除く)	6 0 0 0,000	卸売販売額計 小売販売額計													***** 平方メートル(㎡)	***** %
				卸売販売額計 小売販売額計														
TOUKEIコーヒー 若竹駅ビル店  ( 03 ) 9123 - 4567	〒162-8907 東京都新宿区若竹町 7丁目1番地2号 若竹駅ビル10階	喫茶店	3 5 0 0,000	卸売販売額計 小売販売額計													***** 平方メートル(㎡)	***** %
				卸売販売額計 小売販売額計														



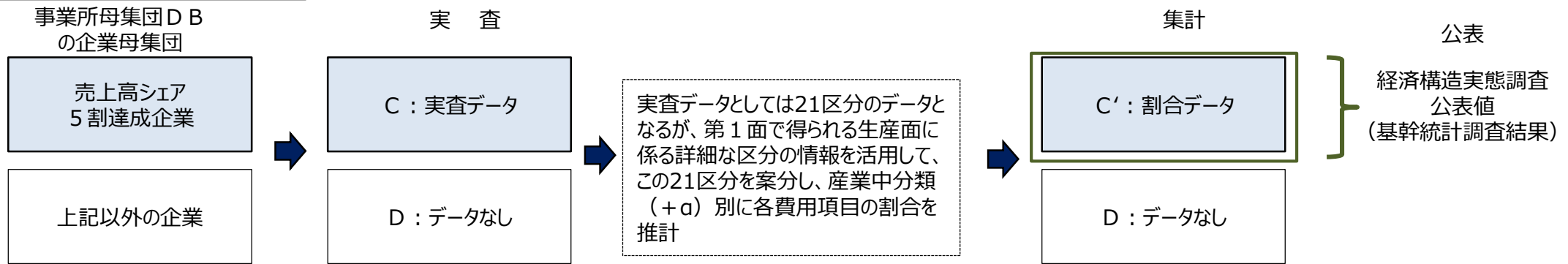


# 甲調査の推計手法の概要

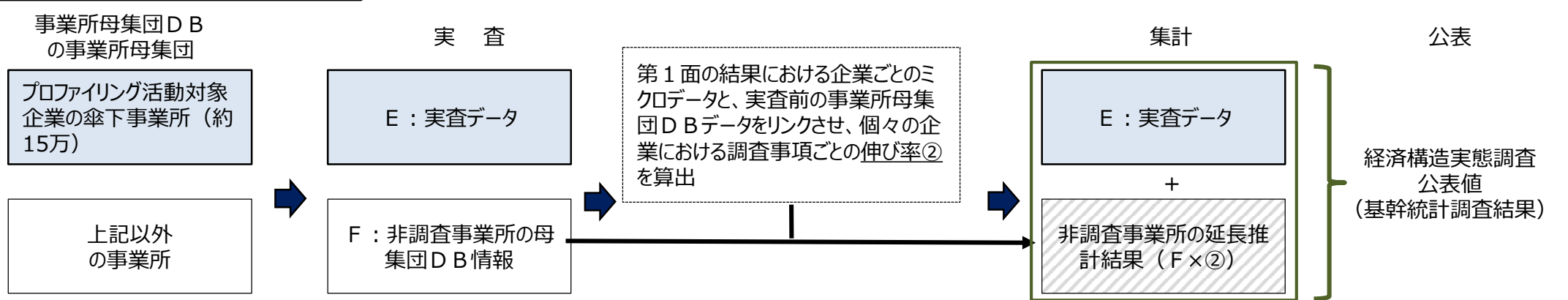
## 甲調査第1面（製造業及びサービス業）



## 甲調査第2面（サービス業）

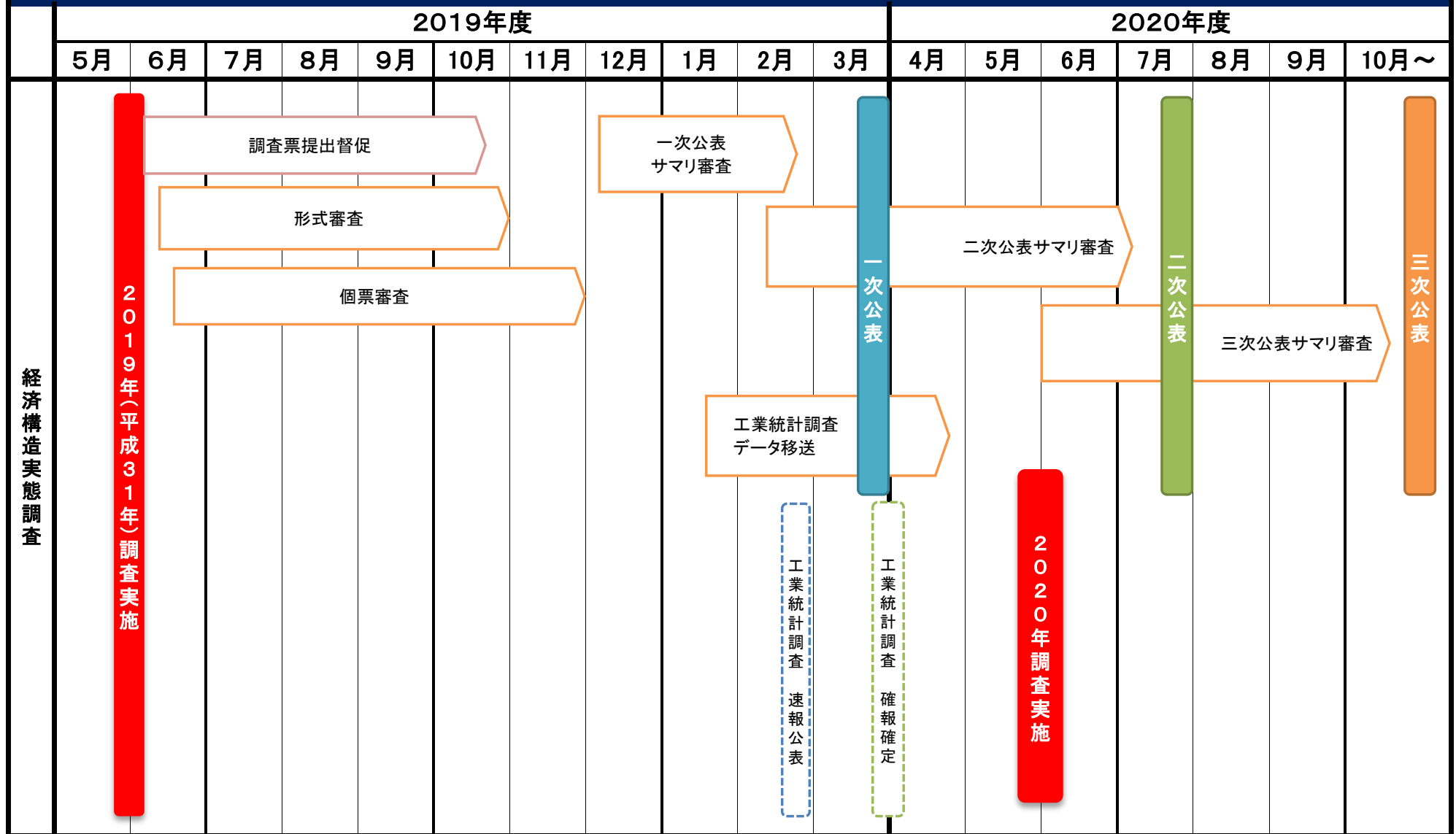


## 甲調査傘下事業所票（サービス業）





経済構造実態調査公表スケジュール概要





地方公共団体における工業統計調査実施事務スケジュールイメージ

